

---

◎議案第75号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第6、議案第75号 松崎町議会議員及び松崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第75号 松崎町議会議員及び松崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 高橋良延君 説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） この制度は我々議員にとって、大変良い制度だと思うわけですが、従来、市においては、既に導入されているところがあるわけですが、今何故、町においてこの制度を取り入れようという機運になったのか、同時にそういう方向になったのか。その辺の説明をまず一点お伺いしたいのと・・・、あと、自動車の件に関してですが、1日あたり借りた場合、1万5,800円ですか・・・、その5日間ということで、7万9千円が上限になるわけですが、仮に1台1万8千円の車を借りた場合の差額は自分で持つということを意味しているのか、その辺の確認をしたいと思います。あと、もう1点はですね、選挙用運動ビラなんですけども、2種類以内と表示されております。これは、はがき以外にもまた別に個人的に、その規定に沿ったビラを作成することができるということの意味しているのでしょうか。で、それに対して料金がオーバーした場合は、オーバーした分の自己負担が発生するという事で理解してよろしいでしょうか。この3点をお伺いしたいと思います。

○総務課長（高橋良延君） それぞれ1点目からですが、なんで、こういうような、改正がされたのかというようなことだと思うんですが、全協の時も説明いたしました。が、今までは市議会まで、市長選挙・市議会選挙までは、選挙公営の制度がありましたけれども、今回の制度で町村長選挙・町村議会議員選挙が対象になりました。これは、全国の町村会ですとか、町村議会議長会からも非常に強い要望があったというようなことも聞いております。要するに、候補者間の選挙運動の機会均等ということも大きなこの目的ということ

で、伺っております。だもんですから、なるべく皆さんが均等・公平についていきますか・・・、なんていきますか・・・、候補者の選挙運動の機会均等というのが、一番大きな目的であるというようなことは伺っております。そういったことで、いろんなところから、要望もあつたというような状況であります。

それから選挙運動用自動車のレンタルの関係につきましては、こちらは契約が1万5,800円の単価ですけれども、これを上回った場合、当然それは持ち出しと・・・、自己負担ということになりますのでご承知下さい。

それから、選挙運動用ビラにつきましても、2種類以内とありますけれども、こちらはビラの規格が決まっております。長さは29.7センチ幅21センチということで、A4版ですね、いわゆるA4版以内というようなことで、ビラの規格というのは決まっております。それについて、その規格の中で、どういった内容にするかということは、選管に届け出てもらって、選管の審査を受けた上でビラを、という形になりますので、そういった手続きと。で、当然、限度額を上回った場合ということは先ほどの自動車の契約と同じく自己負担ということをお願いをいたすものでございます。

○議長（藤井 要君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第75号 松崎町議会議員及び松崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長(藤井 要君) 挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---